

令和 5 年第 1 回臨時会

(1 月 25 日招集)

# 山都町議会議録

## 令和5年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

### ○1月25日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）について	2
日程第4 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）	9
日程第5 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期））	10
閉会	13

1 月 25 日（水曜日）

令和5年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和5年1月25日午後3時02分招集
2. 令和5年1月25日午後3時02分開会
3. 令和5年1月25日午後3時46分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第1号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）について
  - 日程第4 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）
  - 日程第5 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期））

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開会・開議 午後3時02分

○議長（藤澤和生君） それじゃあ、皆さん、こんにちは。ただいまから令和5年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、工藤文範君、13番、藤原秀幸君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

**日程第3 議案第1号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第1号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第1号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。

11目企画費では、令和元年5月に国民宿舎通潤山荘の指定管理者関連について提訴され、令和4年12月に判決が確定しました裁判に対する弁護士業務委託料293万4,000円を計上するものです。

14目情報費では、マイナンバーカード申請期限が2月末までに延長されたことにより、マイナポイント支援窓口を1か月延長するための業務委託料111万9,000円を計上するものです。財源は

国庫補助金100%です。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費では、12節委託料として、全国旅行支援の期間が3月末まで延長されたことに伴う、山都町旅行助成事業委託料の追加分618万7,000円を計上しました。財源は、一般財源としております。現在、コロナ交付金の上限額を超えているため、3月補正で全事業の財源調整を改めて行います。

18節負担金、補助及び交付金として、私立保育園に対する物価高騰対策支援補助金100万円を計上するものです。財源はコロナ交付金ではありませんが、本事業に係る県補助金2分の1を充当しております。

4款1項保健衛生費です。2目母子保健費では、妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備のため、出産・子育て応援給付金660万円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

9款5項保健体育費です。5目中央グラウンド周辺整備事業費では、国の第2次補正予算成立に伴い、12億80万円を計上するものです。そのうち、総合体育館建設事業につきましては、令和3年度から令和5年度まで総額22億3,000万円の継続費の設定をしておりますが、今回の国補正予算により、令和5年度事業費の一部を令和4年度に前倒しして組替えをした継続費の変更を行っております。

13款予備費は、調整です。

9ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、12款地方交付税で、本年度追加交付分があった一部普通交付税3,138万1,000円を計上し、16款国庫補助金から17款県支出金につきましては、歳出予算で説明しましたので、省略いたします。

20款繰入金は、起債総額の抑制の観点も含め、総合体育館建設に充当するため、公共施設整備基金から繰入れするものです。

23款町債は、中央グラウンド周辺整備事業における追加の起債です。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表、継続費の補正でございます。

総合体育館建設事業を令和3年度から令和5年度に、3か年にわたる継続費を設定しておりますが、9款で説明いたしましたとおり、年額割の変更を行うものです。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。

中央グラウンド周辺整備事業の地方債の追加となります。

最後に、表紙の次のページ、2ページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ12億1,900万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入

歳出それぞれ164億5,100万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

令和5年1月25日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 歳出、11ページですね。まず最初の、弁護士委託料なんですけれども、これはつい、昨年の暮れだったと思うんですが、結審したというふう聞いています。町が勝訴されたというふうなことなんでしょうが、ここに見えている金額のほかに、これまでにかかったお金の総額が、この裁判に対して複数年かかってらっしゃると思いますが、総額が分かれば教えてください。

それから、その次のマイナポイント申込みの業務委託費ですけれども、これはまちづくりやベさんが、今、展開してらっしゃる分なのかなというふうに思っていますが、これによる取得率のアップはどのような効果があったというふうに思われていますか。また、現在の取得率はどのぐらいまで上がってきているか教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。議員お尋ねのありました総額なんですけれども、一応、今回の予算を含みまして、579万7,330円という形になっております。

まず、今回の裁判にかかる費用におきましては、今回の訴訟がいつ終わるか不明でありましたので予算化はしておらず、また、被告として早急に弁護士との委任契約が必要であったため、一審及び二審の着手金と一審での実費につきましては、予備費での対応を行っております。まず、支払い済額が286万3,330円、今回の予定が293万4,000円となっております。

続きまして、マイナポイント申込支援の分なんですけれども、現在のマイナンバー申請の数は60%を超えてきております。マイナポイントに関しましては、12月2日から実施しております本事業につきまして、1月20日時点で相談及び申請が276件でありまして、約250万円分のマイナポイントが町内のマイナンバーカード取得者に付与されております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 11ページにありますところをお尋ねします。

出産・子育て応援給付金について、もう少し詳しく御説明いただければと思います。どのような方が対象になって、給付金は幾らかということ等をお知らせください。

それと、私立保育園の物価高騰対策支援補助金が100万円出ていますが、公立保育所に関しては一般会計のほうからきちんとされていると思うんですけども、公立保育園への支援の状況がもし分かればお伝えください。

それと、10ページに戻りまして、先ほどの御説明にもあったように、総合体育館の建設に当たって公共施設整備基金を4億5,000万円繰り入れますということですが、公共施設整備基金というのはどれぐらい残っているんですか。あと、ほかにどのような目的でもって基金が残っているかというのの御説明をいただければと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** それでは、御説明いたします。今、資料がお手元に届いているかと思いますが、これは昨年12月に国の第2次補正予算の中で創設された事業で、出産・子育てに対する応援給付金というものです。概要はここに示しておりますけれども、伴走型相談支援と、大きく、あと経済型支援というふうになっておりまして、経済型支援が、妊婦届を出された方ですね、母子手帳交付をされた方に5万円。また、その後、出産された後に訪問しますけれども、その後にもまた5万円。これは「相当」となっておりまして、国はそういう子育てに関するものをクーポンとして後のほうではしてくださいというふうにはなっているんですけども、しばらくはこの自治体も、現金給付で行うのが一番、お手元に届くのも早いし、まだシステム整備もされてないので、交付は今のところ現金給付ということで想定しております。

また、対象となられる方は、昨年の4月1日以降に出産されている方については、現在、出産されている方には10万円を、申請書を書いていただいて交付するということになっております。

妊娠届を今現在出されている方で、まだ出産されてない方にも、最初の5万円の申請書は出していただいて交付することとしております。

また、予定としましては、これから、今年度につきましては、1月から3月までに妊娠届を出されて母子手帳を申請された方に対しても、また申請していくというところで拡充を図ってまいります。そのときに、横に書いてあります伴走型支援なんですけれども、現在も母子手帳の交付を行いますときに、主には保健師のほうで説明なり、支援ですね、またどんなふうにして、知っているとか、いろんな内容を御説明したりするのをしていますけれども、それをまた改めて支援するということになっております。

それと、真ん中に妊娠8か月時というのがございますけれども、これが、今まで実際にうちの町では行っていなかったところで、出産前に不安を解消するとか、子育てをする方の家庭の状況なりを詳しく把握して、不安を払拭する形で寄り添っていくというところでの相談事業になっております。

また、その後の、出生後の赤ちゃん訪問というのが、今現在も行っておりますが、今もうちの保健師と福祉課で行っていきまして、子育て支援センターの保育士と一緒に訪問していきまして、いろんな相談ですとかフォローをする形で今も行っておりますけれども、この要綱にのっとって



手厚く、ずっと子育て世代を支援していくという形で、経済面、それから環境を整えるということで、全市町村で取り行う事業となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。予算に計上いたしております私立保育園の物価高騰対策支援につきましては、物価高騰に係る光熱水費、燃料費の上昇分を県費、また町で支援するという事業となっております。

公立保育園につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、一般会計で対応するというようにしております。特定したものに支援するということではございませんで、私立保育園と同様に、物価高騰に係る光熱水費、燃料費の上昇分を一般会計に充てるということにいたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、4番議員の質問にお答えいたします。基金につきましては、現在、公共施設整備基金においては、令和3年度末での金額といたしまして、約6億円が基金としてあります。そのうち今回4億5,000万円ということで上げさせていただいております。

ちなみに、基金全体といたしましては、令和3年度末で約26億円程度ということでございます。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 子育て応援給付金のことについては、詳しく資料を頂きましたので、ありがとうございました。これは、昨年4月1日以降出産の方と、今年3月まで、妊娠届を出された方だけの給付という形になるってということですか。これからはずっと続くのかということと、それと、町で独自に、お一人目5万円だったかな、お一人目、お二人目って出産祝い金がありますよね。それはちゃんと別に支払われるってということになるのでしょうかという確認をお願いしたいと思います。

それと、物価高騰対策については、もう光熱費、燃料費と、私立保育園ですね、に限られるということの御答弁だったと思いますので、ほかにも高騰しているのありますよね。特に給食の食材費については困られているところがあるんじゃないかなとも思います。たしか給食食材費については国から、今年度分はあったかな、すいません、ちょっと曖昧で申し訳ないんですけど、ちょっと記憶にあるかなと思いますが、まだまだ続くかもしれませんので、その辺のお考えをお聞かせいただければありがたいです。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。この事業は、先ほど申しましたように国の第2次補正により成立したもので、各都道府県、市町村におきましても、今臨時会等で成立しているものと思われまして、令和4年度については、先ほど申した対象の方で、令和5年度も

引き続き行われる事業で、やはり国の、それこそ異次元の少子化対策と言われてはいますが、少子化に向けた対策事業で、ずっと今後も続けていかれると想定しております。

また、町で独自に行っております、出産祝い金ですね。一子が3万円、二子が5万円、三子に10万円で四子以降が20万円というのは、山都町独自で今後もずっと、別に事業として行っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。コロナ関係につきましては、昨年度から、私立保育園に対しましても支援金という形で支援のほうをいたしております。

食材費の支援ということですが、特別、食材費に対しての支援ということは、今のところは考えておりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほどの弁護士業務委託料なんですけど、これまで総額579万円かかったということなんですけども、普通、裁判を訴えられたというときは、勝ったほうは何か払わなくていいとかいう話も、まあ素人なんですけども、それで、今度は原告のほうに敗訴された、被告が勝訴したということなんですけども、そういった場合の弁護士費用というのは、もうこのまま、変わらないまま、町が579万円払うということに変わりはないのかというお尋ねです。

もう一つ、6ページの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、先ほど総務課長の説明では「追加」と申されましたが、この内容見てみますと、限度額が1億3,550万円ですかね。後ほど出てきます議案第2号で、山都町運動公園の中では3,600万円ほど負担をする、これで使うというふうに、事業債を使うという説明があっておりますので、私、その分が追加で出てくるのかなと思いましたが、この1億3,550万円の説明をお願いをしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。先ほど議員おっしゃいました裁判、勝ったほうに払うとか、負けたほうに払わなくていいとかいうのは、多分、裁判所に払うお金という考え方でいいと思います。裁判費用の考え方なんですけども、今回、令和4年12月13日に控訴審の判決が言い渡され、原告から上告及び上告受理申立ても期限内にはなされておらず、判決が確定したため、弁護士費用について予算案として計上するものです。

内容としましては、一審と二審を通じての弁護士への報酬と二審分の実費と、福岡高等裁判所への出廷費用、合計293万4,000円となっております。

今回の訴訟につきましては、原告側からの請求の趣旨が3項目ありまして、1、虹の通潤館の指定管理者としての選定を取り消せが一つ。2番目に、原告1者を指定管理候補者として選定しないとの決定を取り消せが二つですね。三つ目、同原告1者を指定管理候補者として選定しないとの決定を取り消せというものであります。

この3件につきましては、経済的利益というものが不明であるため、1件が800万円、3件の合計で2,400万円が今回の訴訟についての対象金額という形になります。経済的利益というのが、依頼者が弁護士に依頼して、回復・維持しようとする金額のことでです。

着手金と報酬の算出の根拠をちょっと説明します。着手金につきましては、先ほどの800万円掛ける3の5%プラス9万円という計算式。報酬につきましては、800万円掛ける3件の10%プラス18万円という計算式で算出されます。

弁護士費用につきましては、各弁護士事務所で報酬基準が設けられており、基準によって支払うこととなります。弁護士費用につきましては、2004年の4月までは、日本弁護士連合会、以下日弁連と言います、が弁護士報酬会規の中で弁護士報酬基準という基準が示されており、個々の弁護士は自由に弁護士費用を金額設定することができませんでした。

しかし、日弁連の弁護士報酬基準は2004年4月に廃止され、弁護士報酬は各弁護士が自由に設定できるようになりました。ただ、日弁連の旧報酬基準は、長年、基準として用いられてきたものであり、結果的に適正となるケースが多くあるというのも現状とのことです。よって、自由化後も、廃止された日弁連の旧報酬基準を部分的に独自の報酬基準として定める法律事務所が多いものとなっております。現在も、多くの弁護士事務所が旧報酬基準を引き継いでいるという考え方になります。この日弁連の旧報酬基準の中で、経済的利益が不明な場合は1件800万円と示してありまして、着手金と報酬の計算式についても同じく示してあります。

したがって、今回、代理人としてお願いしております法律事務所につきましても、日弁連の旧報酬基準を採用されている部分がありますので、その報酬基準にのっとって、経済的理由が不明な場合は1件につき800万円となり、着手金や報酬の計算式も先ほどの旧報酬基準どおりのものであり、今回の予算計上となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回、中央グラウンドの建設費につきまして補正を組ませていただいたわけでございます。12ページのほうに書いてありますとおり、今回、先ほど説明いたしましたように12億800万円ということございまして、そのうち、国庫支出金のほうで5億9,500万円と、そのほか4億5,000万円の基金から、それと地方債で1億3,500万円を、地方債を活用するというので、今回の補正を組んだということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和4年度山都町一

般会計補正予算（第10号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案第2号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 議案第2号について説明をいたします。議案第2号、工事請負変更契約の締結について。

令和4年第4回臨時会において議決された山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事請負契約のうち、契約金額6,739万7,000円を7,380万3,952円に変更することとする。

令和5年1月25日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

工事番号、山教生工第3号。

工事名、山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

変更工事請負額、増額640万6,952円。

令和4年8月1日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効になり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年1月16日。発注者、山都町長。受注者、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

資料2を御覧ください。

工事請負変更契約の概要です。4の当初契約年月日から説明します。

令和4年8月1日。

財源内訳は、全体で7,380万3,952円、交付金が3,600万円、社会資本整備総合交付金です。起債が3,600万円、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債です。単独費180万3,952円。

工事内容について御説明をします。現在、運動公園内の南側に、都市計画法に係る開発許可におきまして、雨水等排水のための調整池を整備しておるところでございます。本調整池の設置場

所につきましては、九州中央自動車道開設に伴う残土処理地の一角を盛土、構築しながら施工をしておりますが、当初、国交省へは、調整池付近の盛土につきましては、町が調整池と暗渠工事を施工した後に盛り上げていただくようお願いをしていたところでございました。

しかしながら、実際工事を進めていく中で、国交省から受注している盛土を管理している業者側の工程として、町の都合に合わせての施工は難しく、工事途中から施工区分を分けて、調整池付近の盛土は町で行うよう協議を交わしたところでございます。これによりまして、盛土仕上げ及びのり面保護等、施工にかかる費用が増額となったものでございます。

資料2の工種で、土工から管理施設整備工がございますが、先ほど申しましたのり面工におきまして、盛土施工に伴う植生シート工の面積が475平米追加となっております。

このほか、側溝工では盛土の小段排水用の側溝延長等が増えております。

資料4の平面図を御覧ください。

朱書き部分が今回の変更箇所でございます。のり面施工部と小段排水等の追加を朱書きとしております。調整池の内容変更はございません。

資料5は、のり面排水計画図を載せております。

資料6を御覧ください。

朱書きで表示部分には、自由勾配側溝延長50メートルを追加施工したものです。次期工事で施工を予定しておりましたが、奥まった箇所でもありまして、今回の工事と併せて実施したいと考えております。

資料7を御覧ください。

現況の写真でございますが、上段の写真が青枠内に調整池を設置しておるところでございます。下段の写真は追加施工となりましたのり面の範囲を示しております。

以上で説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期））**

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議案第3号について説明をいたします。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について。

令和4年第4回臨時会において議決された町道千滝長野線道路改良工事（第三期）請負契約のうち、契約金額5,885万円を6,522万7,607円に変更することとする。

令和5年1月25日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

工事番号、山教生工第6号。

工事名、町道千滝長野線道路改良工事（第三期）。

工事場所、山都町下市地内。

変更工事請負額、増額637万7,607円。

令和4年8月1日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年1月16日。発注者、山都町長。受注者、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

資料2を御覧ください。

工事請負変更契約の概要です。

4の当初契約年月日から説明いたします。

令和4年8月1日。

財源内訳は全体で6,522万7,607円、交付金3,480万円、社会資本整備総合交付金を充てております。起債2,520万円、過疎対策事業債です。単独費522万7,607円。

工事内容について説明します。

本工事につきましては、千寿苑前の町道千滝鮎の瀬線から現在建設中の体育館建設地までの約180メートル区間の道路改良に伴い、のり面及びブロック積み等の暫定施工を行っているところでございます。

工事施工に際し、切土部ののり面を掘削した結果、のり面の一部において、土壌の固さが固く、

植生化が図れない土質、泥岩が発生したため、モルタル吹付工に変更する必要が生じたものです。のり面保護工の変更に伴い、増額となったものでございます。

資料の工種で、土工からブロック積工までございますが、先ほど申しましたのり面保護工種の変更に伴い、のり面工の植生マット工から防草コンクリート工までの4種の数量がそれぞれ変更しております。

資料4の平面図を御覧ください。

図面左上に伸びている緑線の町道千滝鮎の瀬線から新体育館まで、道路改良図面でございます。赤で着色部分が、今回変更のモルタル吹付工と防草コンクリートの施工箇所でございます。緑と黄色の着色部分は植生工です。

資料5は、横断図でございます。

朱色部分が今回、暫定施工部分の掘削部となります。

資料6を御覧ください。現況の写真をつけております。

上段写真が、道路の体育館建設状況写真の全景でございます。下段写真の赤枠内が、主たる変更の植生マットからモルタル吹付工に変更する部分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 私の聞き間違いかなと思ひまして。資料2の、起債の部分の説明をもう一回お願いしたいです。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 失礼しました。起債の2,520万円については、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債でございます。失礼しました。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 確認いたします。ここの工事の当初の落札率、それに応じて今回の見積りから追加額というふうな計算はされておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** ここの落札額につきましては、90%を切る落札額でございまして、それにより設計をしております、その額に乗じた変更額となっております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 見積り額に、その率を掛けておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** そのようにしております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午後3時46分

令和5年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	令和4年度山都町一般会計補正予算（第10号）について	1月25日	原案可決
議案第2号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）南側調整池整備工事）	1月25日	原案可決
議案第3号	工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第三期））	1月25日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---